

岡山大学修学支援基金規程

〔平成28年9月26日〕
〔岡大規程第77号〕

改正 平成31年3月29日規程第30号

(設置)

第1条 岡山大学学都基金規程（平成26年岡大規程第76号）第3条第1項の規定に基づく特定基金として、岡山大学修学支援基金（以下「修学支援基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 修学支援基金は、経済的理由により修学が困難な岡山大学（以下「本学」という。）の学生に対する支援を目的とする。

(事業)

第3条 修学支援基金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の支援
- 二 奨学金の貸与又は支給
- 三 教育研究上必要があると認めた学生の海外への留学に係る費用の支援
- 四 リサーチ・アシスタント及びティーチング・アシスタントに係る経費の支援

(使用の制限)

第4条 修学支援基金に対して拠出された寄附金は、前条に掲げる事業に使用するものとし、変更してはならない。ただし、本学への入学に関して寄附されるものを除く。

(運営費)

第5条 修学支援基金の運営費は、寄附金等（修学支援基金を除く。）をもって充てる。

(管理)

第6条 修学支援基金の管理は、他の寄附金とは別に独立して行う。

- 2 第3条第2号に規定する貸与事業の実施について、被貸与者より本学へ貸与金の返還があった場合、修学支援基金に繰り入れるものとする。

(事業年度)

第7条 修学支援基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務)

第8条 修学支援基金に係る事務は、総務・企画部総務課、学務部及び国際部が連携して処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、修学支援基金の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。